

実験動物と動物実験に対する国内外の規制強化とその対応

池田卓也(日本チャールス・リバー株式会社)

実験動物や動物実験に対する社会の眼は、日に日に厳しさを増している。このような中で動物実験を実施する者には、法律や規則の正しい理解と順守が今まで以上に求められている。そのため実験動物関係者は、国内だけでなく欧米などの動向や規制などにも強い関心を寄せるようになってきた。そして国内外の現状や規制などに、多くの関係者が興味を持つことは非常に喜ばしい事であり、実験動物福祉の実践が進む事が期待される。しかしながら OIE や ILAR の動向あるいは動物実験禁止等の報道に対しては、多くの実験動物関係者の反応は鈍く、単に興味や知識の範囲に留まっていた。一方一部には言語や限られた情報の問題もあり、その内容や背景を十分に理解することなく、敏感にときには過剰に反応する例があった。また欧米の情報に対して、日本と諸外国の制度や法律などの社会的背景を十分に理解せずに、断片的な知識や情報に従って自らの施設に当てはめようとする例も見られる。

一方我国では動物愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」)の改定へ向けての準備が進んでいる。この法律は平成 17 年に改正され、同時にこの改正に伴い文部科学省、厚生労働省、農林水産省の3省から基本指針が、また学術会議からは詳細指針「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」が出された。このような一連の動きにより、3Rs や 5 つの freedom 等の概念が一般にも広まり、実験動物福祉に対する理解が、多くの実験動物関係者に広まってきた。このような中で動物愛護管理法の改正を目的に、環境省は中央環境審議会動物愛護部会のもとに愛護部会小委員会を設置した。そして平成 22 年 7 月から審議を開始し、平成 24 年の通常国会に改正法案を提出する予定で動き出している。

しかしながら先の動物愛護管理法の改正に関して、今まで社会や一般市民の期待や要望に動物実験関係者が十分に答えているかと言うことに対しては、疑問も呈されている。そのため今回の改正に対応するためには、欧米を中心とした海外の状況を理解する事は重要であるが、同時に先の動物愛護管理法改正に至る背景や、改正後の日本の状況を把握し冷静に分析をする必要がある。そしてその上で、何が議論され、国内外から何が求められているのかを十分理解し、動物愛護管理法改正への対応を含めて動物実験の適正化に努める必要があると考える。